

平成26年 6月11日 (水)

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、福島県政記者クラブ同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、平成24年度葛尾村除染等工事 奥村・西松・大豊  
特定建設工事共同企業体、同企業体構成員及び株式会社クレーレに対して指名停止措置を  
行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所

福島環境再生事務所経理課

課長：鳥毛、補佐：宮村、係長：齋藤

TEL:024-573-7386

指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	奥村・西松・大豊特定建設工事共同企業体	(代表者 株式会社奥村組) 大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2
2	株式会社奥村組	大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2
3	西松建設株式会社	東京都港区虎ノ門1-20-10
4	大豊建設株式会社	東京都中央区新川1-24-4
5	株式会社クレーレ	東京都中央区築地3-5-4中川築地ビル7階

2 指名停止措置期間：平成26年6月11日～平成26年7月10日(1ヵ月間)

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

## 4 事実概要

奥村・西松・大豊特定建設工事共同企業体が請け負っている平成24年度葛尾村除染等工事において、平成25年9月17日、1次下請負業者である株式会社クレーレ福島支店所属の労働者が、住宅除染に伴う樹枝切落作業に従事中、梯子から約5メートル下の地面に墜落して骨盤及び左肋骨を骨折する重傷を負う労働災害が発生した。株式会社クレーレは当該事故を隠蔽することを目的として、元請及び所轄労働基準監督署への報告を怠った。

本年5月13日、富岡労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで、(株)クレーレ、同社福島支店支店長、同副支店長兼営業本部長及び同現場代理人をそれぞれ福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

同5月20日、富岡労働基準監督署から奥村・西松・大豊特定建設工事共同企業体福島葛尾総合事務所長あてに労働安全衛生法違反による是正勧告書及び再発防止を図る観点から指導票が交付されている。

## 5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)(以下「要領」という。)別表1第4号及び別表2第15号に該当する。

従って、本件については、1ヵ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表 1 第 4 号 (奥村・西松・大豊特定建設工事共同企業体、  
(株) 奥村組、西松建設 (株)、大豊建設 (株))

措置要件	期間
(契約違反) 4. 第 2 号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内

指名停止等の措置要領別表 2 第 1 5 号 ((株) クレアーレ)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15. 別表 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内